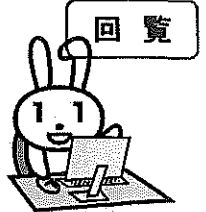


小田原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 250-8511 小田原市荻窪 440 番地 Tel. 0465 (35) 4511 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - T a x 申 告 に つ い て

～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

税 理 士 に よ る 無 料 申 告 相 談

～ 申 告 書 を 作 成 で き ま す ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(火)	湯河原町役場(3階会議室)	湯河原町中央2-2-1	【相談】 午前9時30分から正午まで 午後1時から午後4時まで
	箱根町役場(分庁舎4階会議室)	箱根町湯本256	
2月3日(水) ～2月4日(木)	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール)	小田原市中里273-6	【受付】 各会場とも午後3時まで
2月5日(金)	松田町民文化センター(展示ホール)	松田町松田惣領2078	※ 各会場とも相談可能人数に達した場合、受付を締め切ります。 ※ お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。 ※ 2月10日(水)は、東京地方税理士会小田原支部の独自事業行事として開催しますが、相談時間、相談方法の変更はありません。
	山北町立生涯学習センター(2階会議室)	山北町山北1301-4	
2月8日(月)	真鶴町民センター(3階講堂)	真鶴町岩172-8	
	中井町役場(3階大会議室)	中井町比奈窪56	
2月9日(火) ～2月10日(水)	南足柄市役所(5階大会議室)	南足柄市関本440	
2月12日(金)	大井町生涯学習センター(2階会議室)	大井町金子1995	
	開成町民センター(3階大会議室)	開成町延沢773	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合等を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

○ 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

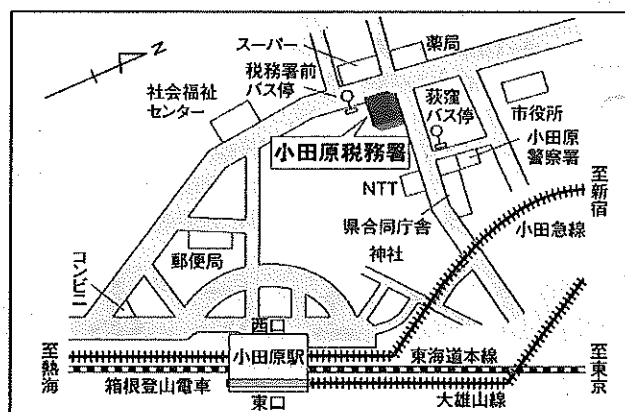
(裏面もご覧ください。)

～混雑（3密）回避のため入場整理券を配付します～

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月16日(火) ~ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	小田原税務署	小田原市荻窪 440番地	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。【案内図】

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のため「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 税務署へのご来署は公共交通機関をご利用ください。敷地内の駐車を制限する場合があります。
- 年金受給者や給与所得者の還付申告については、1月25日(月)から相談対応します。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、**“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付**が必要です。

